

1. 新型コロナウイルス感染拡大の状況下における献血推進・安全対策について

血液事業の必要性

- 血液は医療上必要不可欠なもの
- 現在、血液は人工的に製造することは不可能
- 輸血用血液製剤は有効期間が短い

赤血球製剤：21日間※	血漿製剤：1年間
血小板製剤：4日間	全血製剤：21日間

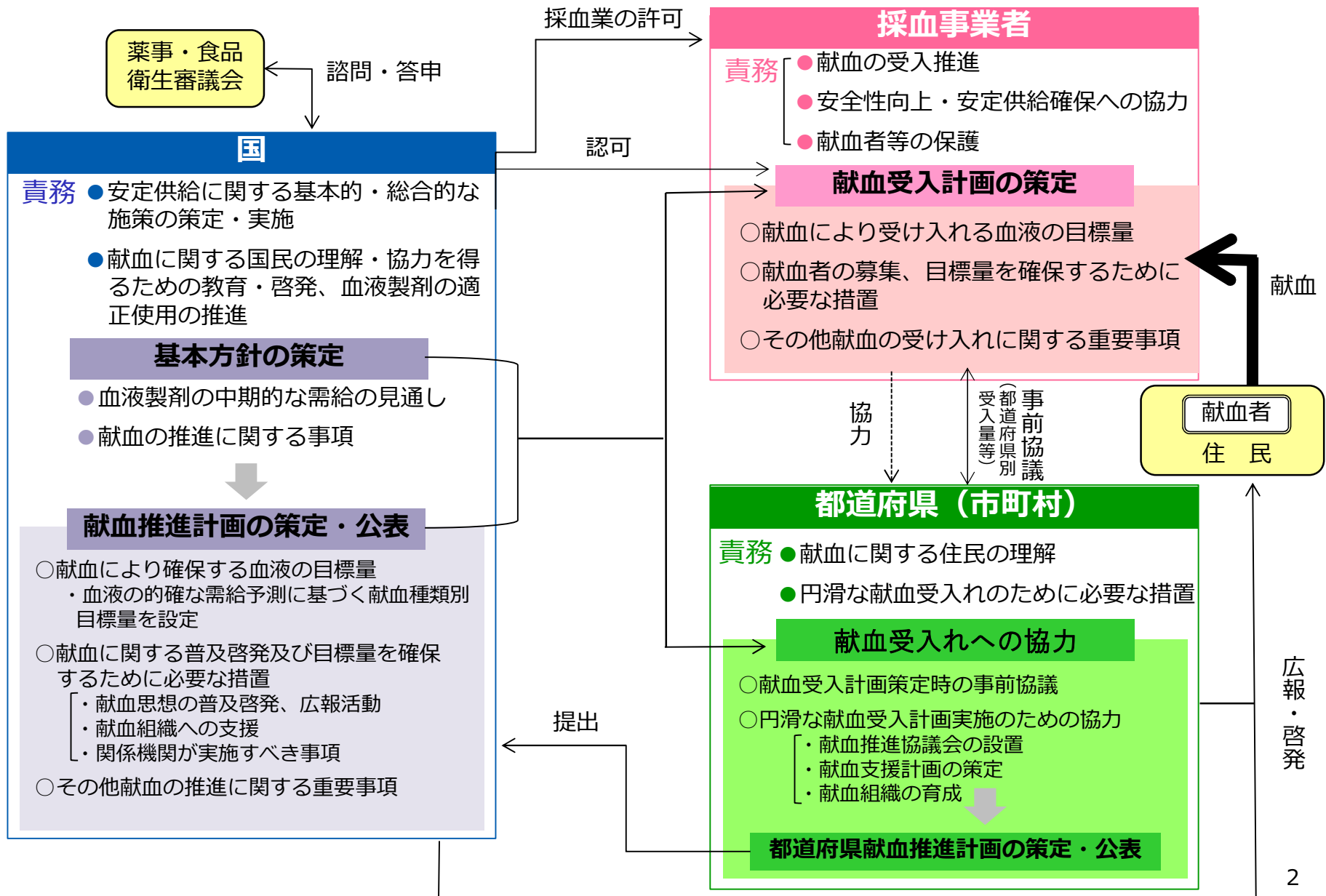
※一部の製剤については製剤ラベルに表示される採血日が令和5年3月13日以降の製剤から有効期間が採血後28日間となる。

- 献血者の健康保護のため、1年間に採血可能な回数等に制限
(400mL献血：男子年3回・女子年2回)



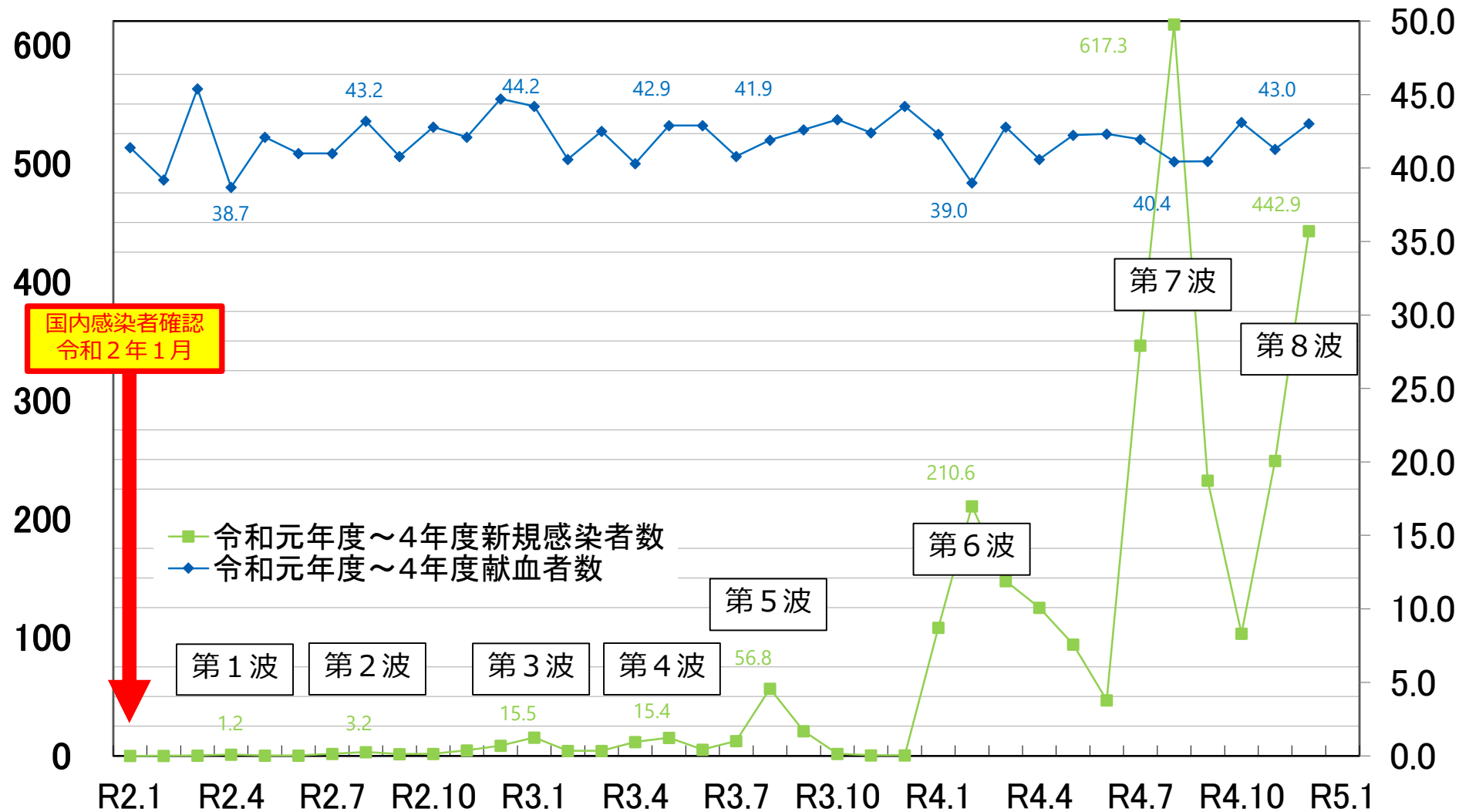
1. 新型コロナウイルス感染拡大の状況下における献血推進・安全対策について

【献血推進の実施体制】



1. 新型コロナウイルス感染拡大の状況下における献血推進・安全対策について 【献血者数と新規感染者数の推移】

人数（万人）



1. 新型コロナウイルス感染症拡大の状況下における献血推進・安全対策について

① 献血会場における感染症対策

- 献血者の方々に安心して献血に来ていただけるよう、献血会場での感染対策を強化しました。また、献血Web会員サービス「ラブラッド」を利用した献血予約を推進しています。献血予約をすることは会場の混雑を回避し感染対策に資する一方で、有効期間のある輸血用血液を需要に応じた確保につながります。

② 新型コロナウイルス感染症のワクチン接種者への対応

- 新型コロナウイルス感染症のワクチン接種者については当初は献血をご遠慮いただいていた。接種が進められる中で、mRNAワクチン、ウイルスベクターワクチン、組換えタンパク質ワクチンの接種者については献血の受入れを開始しています。

新型コロナウイルスワクチンの種類	採血制限の期間
メッセンジャーRNA (mRNAワクチン)	接種後48時間※1
ウイルスベクターワクチン	接種後6週間※2
組換えタンパク質ワクチン	接種後24時間

※1：全身倦怠感、全身の筋肉痛等の全身性の副反応が認められた場合は、症状消失まで採血を見合わせる（なお、アナフィラキシーを含むアレルギー疾患については発現後1年間又は治療中である場合、及び発熱については37.5℃以上の発熱がある場合には、別途実施する問診において採血の対象から省かれる）。

※2：TTS / VITTを発症した又は発症が疑われる場合には、採血を不可とする。

（薬事・食品衛生審議会薬事分科会血液事業部会 令和4年度第2回安全技術調査会資料を改変）

③ 新型コロナウイルス感染症既感染者の受入れ

- 新型コロナウイルス感染症に感染したことがある方についても献血をご遠慮いただいていたが、献血者・血液製剤の安全性及び献血会場における感染拡大防止の観点から総合的に勘案し、令和3年9月8日から献血の受入れを開始しています。

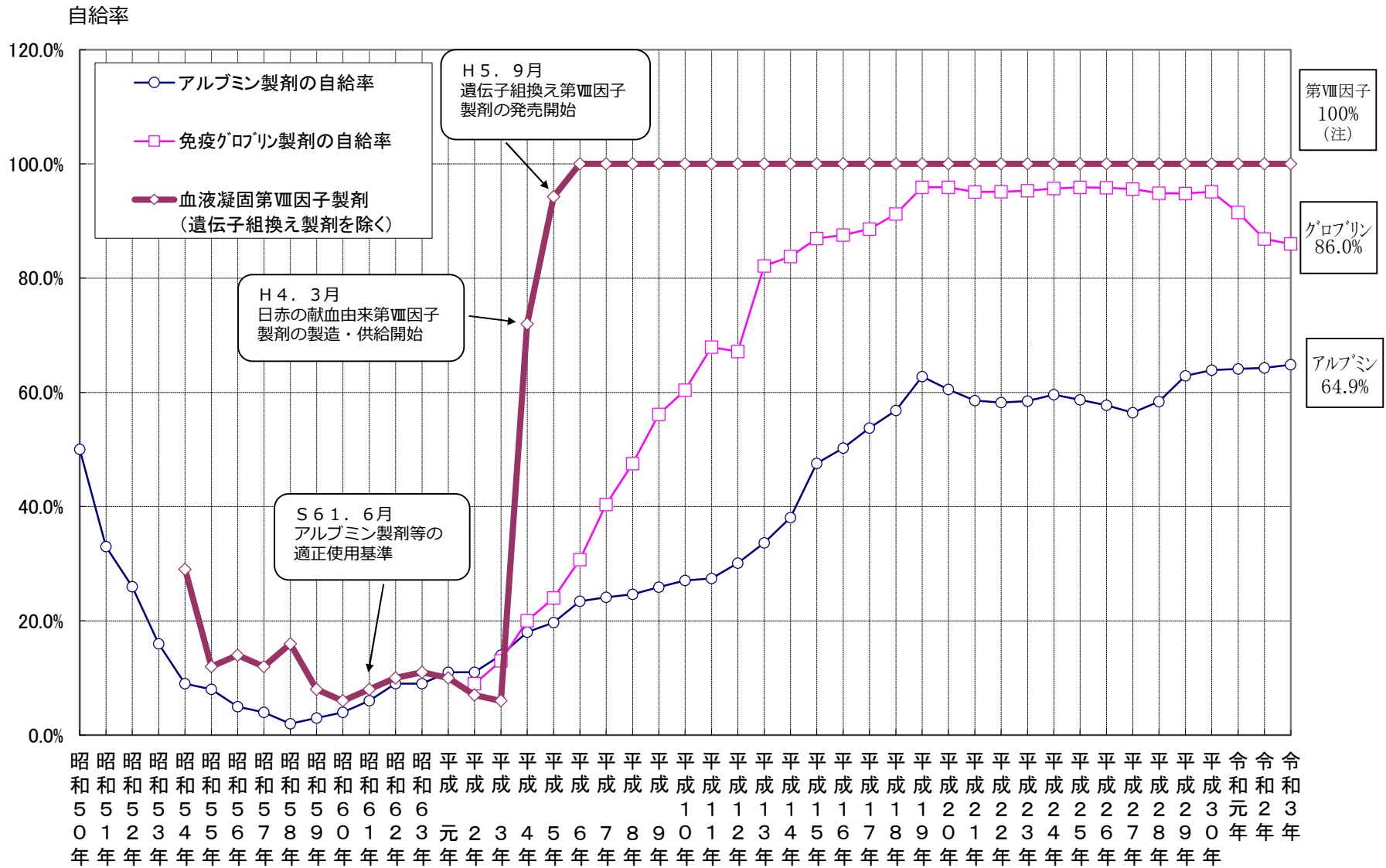
対象者	採血制限の期間
新型コロナウイルス感染症と診断された者	症状消失※3（無症候の場合は陽性となった検査の献体採取日）から4週間※4

※3：症状消失の定義は、新型コロナウイルス感染症診療の手引きによる退院基準・解除基準に基づく。

※4：採血を実施するにあたり、献血者の安全性の観点から問題があると考えられる後遺症の有無等に係る問診を適切に行うことにより、採血を回避すべきと考えられる後遺症を発症している者については、対象から除外する。なお、必要に応じて、当該問診に加えて動脈血酸素飽和度の測定を行うこと。

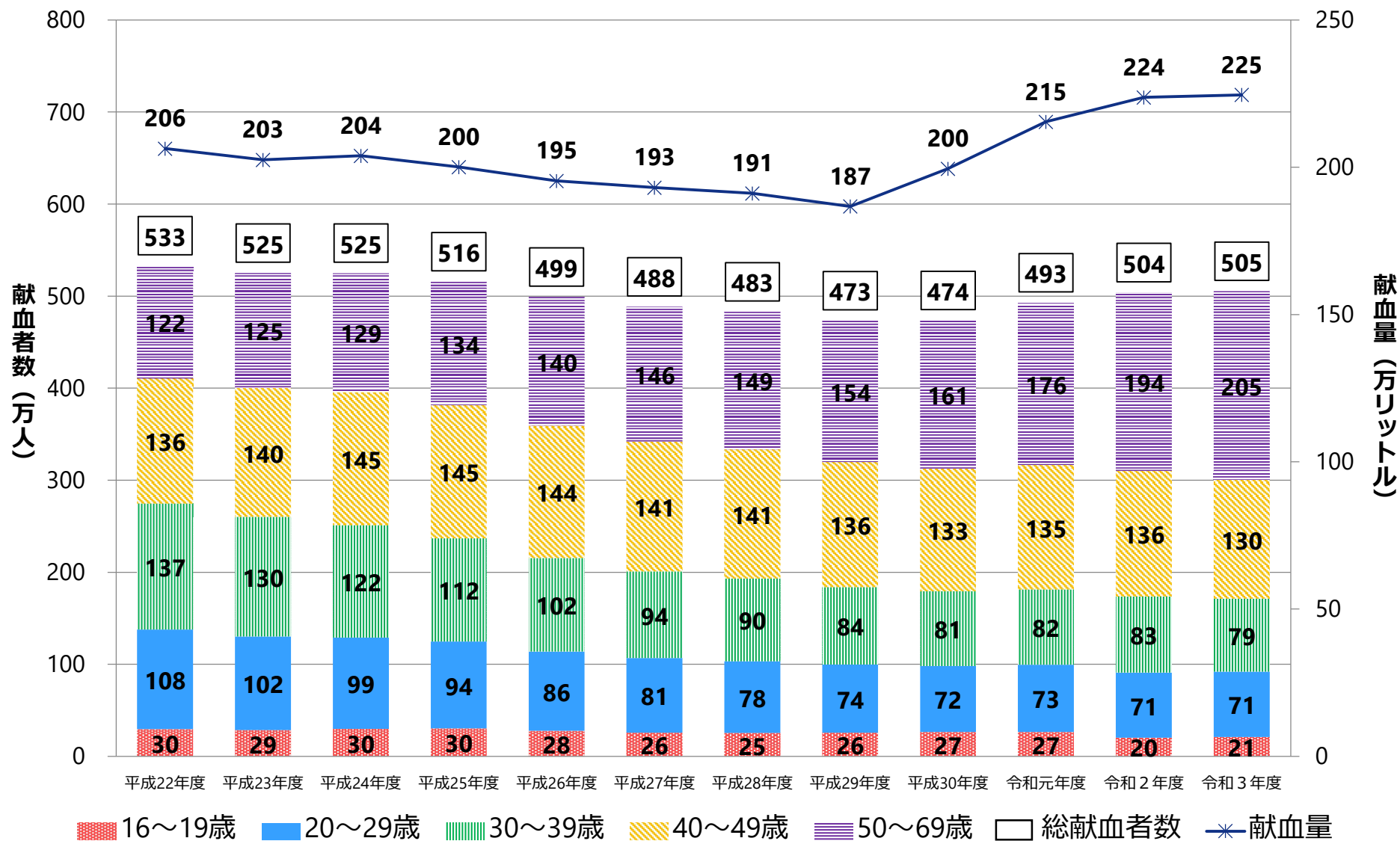
（薬事・食品衛生審議会薬事分科会血液事業部会令和3年度第2回安全技術調査会資料より抜粋）

2. 血液製剤の国内自給の推進と安定供給の確保について 【血漿分画製剤の自給率の推移（供給量ベース）】



※ 平成9年以前は年次、平成10年以降は年度
 注：献血血液由来の血液凝固第Ⅷ因子製剤の自給率

2. 血液製剤の国内自給の推進と安定供給の確保について 【年代別献血者数と献血量の推移】



※平成30年度以降の献血量は、成分献血による献血量を製造段階での総容量(血液保存液の量を含む)で算出

2. 血液製剤の国内自給の推進と安定供給の確保について 【令和3年度 都道府県別・献血区分別献血者数】

都道府県	合計		200mL			400mL			成分		
	人	前年比%	人	献血区分別の構成比%	前年比%	人	献血区分別の構成比%	前年比%	人	献血区分別の構成比%	前年比%
北海道	259,402	100.3	9,658	3.7	109.5	193,060	74.4	99.4	56,684	21.9	102.1
青森	47,662	97.3	1,382	2.9	89.4	31,853	66.8	97.1	14,427	30.3	98.5
岩手	44,481	99.9	1,384	3.1	97.7	29,686	66.7	98.8	13,411	30.1	102.7
宮城	93,547	100.4	2,304	2.5	121.0	59,089	63.2	101.1	32,154	34.4	97.8
秋田	40,140	95.5	816	2.0	87.6	24,875	62.0	96.9	14,449	36.0	93.8
山形	42,007	101.4	958	2.3	94.9	27,647	65.9	100.4	13,402	31.9	103.8
福島	76,257	100.0	1,670	2.2	122.3	50,784	66.6	100.4	23,803	31.2	98.1
茨城	105,603	100.1	3,081	2.9	91.0	70,630	66.9	102.1	31,892	30.2	96.8
栃木	96,975	100.8	7,870	8.1	101.7	57,947	59.8	102.6	31,158	32.1	97.5
群馬	93,199	101.0	3,748	4.0	120.1	56,867	61.0	102.6	32,584	35.0	96.6
埼玉	240,942	100.2	11,196	4.6	86.5	160,624	66.7	102.1	69,122	28.7	98.4
千葉	230,492	101.7	5,693	2.5	99.3	150,863	65.5	100.1	73,936	32.1	105.4
東京都	568,258	104.2	16,210	2.9	111.9	346,409	61.0	105.1	205,639	36.2	102.2
神奈川県	325,295	99.4	9,791	3.0	109.3	202,619	62.3	100.8	112,885	34.7	96.3
新潟	93,880	104.0	1,879	2.0	111.7	55,960	58.5	102.8	37,041	39.5	105.5
富山	37,400	99.8	1,230	3.3	109.3	24,546	65.6	104.0	11,624	31.1	91.3
石川	44,561	98.6	1,344	3.0	101.2	26,691	59.9	99.8	16,526	37.0	96.5
福井	29,353	100.8	768	2.6	96.8	19,902	67.8	102.5	8,683	29.6	97.5
山梨	38,364	99.4	1,093	2.8	88.6	23,602	61.5	103.2	13,669	35.6	94.3
長野	78,212	98.6	927	1.2	109.6	48,126	61.5	100.5	29,159	37.3	95.3
岐阜	69,058	100.5	2,272	3.3	98.5	45,444	65.9	104.0	21,342	30.9	93.8
静岡県	134,550	102.5	4,055	3.0	104.0	86,822	64.5	103.9	43,673	32.5	99.7
愛知県	292,732	99.1	6,192	2.1	95.1	169,032	57.7	99.3	117,508	40.1	99.1
三重	65,141	101.8	709	1.0	97.5	36,432	55.9	103.0	28,000	43.0	100.3
滋賀	51,368	96.6	1,333	2.6	86.0	38,534	75.0	96.9	11,501	22.4	97.1
京都	113,213	98.0	1,041	0.9	98.2	75,153	66.4	99.6	37,019	32.7	94.9
大阪	397,018	100.0	9,363	2.4	90.2	254,348	64.1	102.5	133,273	33.6	96.3
兵庫県	216,567	99.8	5,518	2.5	107.0	144,948	66.9	100.0	66,101	30.5	98.7
奈良	48,972	98.5	1,310	2.7	101.6	32,357	66.1	100.4	15,305	31.3	94.5
和歌山	43,511	96.6	1,504	3.5	95.4	31,237	71.8	99.4	10,770	24.8	89.4
鳥取	21,899	93.2	55	0.2	72.4	14,594	66.6	98.8	7,250	33.1	83.8
島根	22,284	98.6	82	0.4	115.5	13,970	62.7	101.1	8,232	36.9	94.6
岡山	79,528	99.6	877	1.1	74.3	54,128	68.1	103.1	24,523	30.8	93.7
広島	121,585	98.6	1,471	1.2	98.8	74,901	61.6	99.4	45,213	37.2	97.2
山口	51,845	98.0	523	1.0	110.6	41,393	79.8	97.9	9,929	19.2	97.9
徳島	28,565	100.1	95	0.3	101.1	19,776	69.2	99.2	8,694	30.4	102.3
香川	37,798	101.0	99	0.3	96.1	27,171	71.9	101.3	10,528	27.9	100.4
愛媛	52,791	97.7	162	0.3	137.3	36,113	68.4	97.6	16,516	31.3	97.8
高知	28,624	97.3	421	1.5	85.4	19,155	66.9	99.6	9,048	31.6	93.2
福岡	214,181	100.6	231	0.1	355.4	148,329	69.3	99.9	65,621	30.6	102.1
佐賀	35,027	99.7	715	2.0	91.3	18,895	53.9	101.5	15,417	44.0	97.9
長崎	54,697	99.5	1,013	1.9	114.6	37,357	68.3	99.6	16,327	29.8	98.6
熊本	75,062	97.4	1,262	1.7	106.5	52,006	69.3	97.7	21,794	29.0	96.2
大分	48,449	97.6	300	0.6	65.4	35,500	73.3	98.0	12,649	26.1	97.5
宮崎	43,335	103.9	122	0.3	86.5	29,706	68.5	101.0	13,507	31.2	111.3
鹿児島	64,587	99.3	179	0.3	65.6	46,386	71.8	100.0	18,022	27.9	98.1
沖縄	54,781	99.8	341	0.6	47.3	37,623	68.7	100.8	16,817	30.7	100.0
合計	5,053,198	100.3	124,247	2.5	100.7	3,282,124	65.0	101.1	1,646,827	32.6	98.7

(注)献血区分別の構成比は、端数処理をしているため、必ずしも合計が100にはならない

2. 血液製剤の国内自給の推進と安定供給の確保について 【献血における広報活動①】

「はたちの献血」キャンペーン
(1月・2月)



ポスター

愛の血液助け合い運動
(7月)



ポスター



全国大会の様子
第58回献血運動推進全国大会（愛媛県）

2. 血液製剤の国内自給の推進と安定供給の確保について 【献血における広報活動②】



中学生を対象とした献血への理解を促すポスター

高校生向けテキスト 「けんけつHOP STEP JUMP」



大学生を対象とした
献血啓発ポスター

2. 血液製剤の国内自給の推進と安定供給の確保について 【献血Web会員サービス「ラブラッド」】

概要

【ラブラッドとは】

- ラブラッドは、日本赤十字社と献血者をつなぐWeb会員サービスです。
- 有効期間のある血液を需要に応じて確保するため、また、会場の密を避けるために予約による献血を推進しています。
- 令和4年9月には、ラブラッドアプリをリリースし、「アプリ版献血カード」や「事前Web問診回答機能」の導入、献血可能年齢未満や献血未経験の若年層を主な対象とした新会員サービス「プレ会員」の募集等を開始しました。

【会員になると】

- 全国すべての献血ルームのWebやアプリでの予約が可能になります。
- 過去の献血記録が確認できます。（平成17年4月以降）
- メールやLINEで会員限定のお知らせやご案内、献血の依頼等が届きます。（次回献血可能日、イベント、キャンペーン情報、「献血のお願い」など）等



2. 血液製剤の国内自給の推進と安定供給の確保について 【令和3年地方分権改革提案】

概要

【提案事項（事項名）】

都道府県献血推進計画の策定義務付けの廃止

【求める措置の具体的内容】

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律第10条第5項の規定に基づく都道府県献血推進計画策定義務付けの廃止

【制度改革による効果（提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等）】

計画策定に係る事務・人役が減り、行政の効率化につながる。

【根拠法令等】

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律第10条

対応結果・状況

【令和3年の地方からの提案等に関する対応方針（令和3年12月21日閣議決定）】

都道府県献血推進計画（10条5項）については、**薬事・食品衛生審議会における今後の血液事業の在り方の検討の中で、計画の策定義務の廃止や都道府県がその地域の実情に応じて計画の期間を判断することを可能とすること等について検討し、令和4年度中に結論を得る。**その結果に基づいて必要な措置を講ずる。



【令和4年度献血推進調査会での検討結果】

都道府県献血推進計画については、献血推進調査会における議論を踏まえ、今後の対応方針を検討するにあたり、献血推進調査会で示された見直しの見解を伺うため、昨年12月に全都道府県に調査を依頼し、令和5年1月16日に開催した第4回献血推進調査会において、「都道府県献血推進計画」の今後の方向性を示した。今後、関係機関と調整の上、見直し内容の通知等を発出し、周知する。

3. 血液製剤の適正使用の推進 【血液製剤使用実態調査】

目的

- 血液法の基本方針において、国は、医療機関における血液製剤の使用状況について定期的に調査し、適正使用の推進に必要な方策を講ずることとなっている。
- このため本調査により、医療機関の血液製剤の管理体制、使用状況などについて調査を行い、適正使用の推進に必要な方策を検討する基礎的な資料の作成を行う。

調査内容

- 輸血療法を行っている医療機関の概要及び、血液製剤の使用状況、管理体制などの適正使用の状況等に関して、指定の項目※について、アンケート調査を実施し、結果を分析する。

※調査項目

- （1）基本的事項（医療機関の概要・血液製剤の納入状況）
 - （2）輸血療法の体制（血液製剤の管理・輸血関連の検査体制・輸血療法の安全管理）
 - （3）使用実態（輸血用血液製剤の使用実績・免疫グロブリン製剤の使用実績・その他製剤の使用実態）
- なお、分析にあたっては、過去の調査結果との比較も行うものとする。

調査対象

- 1年間に輸血用血液製剤の納入実績のある医療機関（約1万医療機関。うち300床以上は約1000医療機関。）に対し、1年間を調査対象期間とする。

（参考）輸血実施施設の病床数別分類と回答率（令和3年度調査報告）

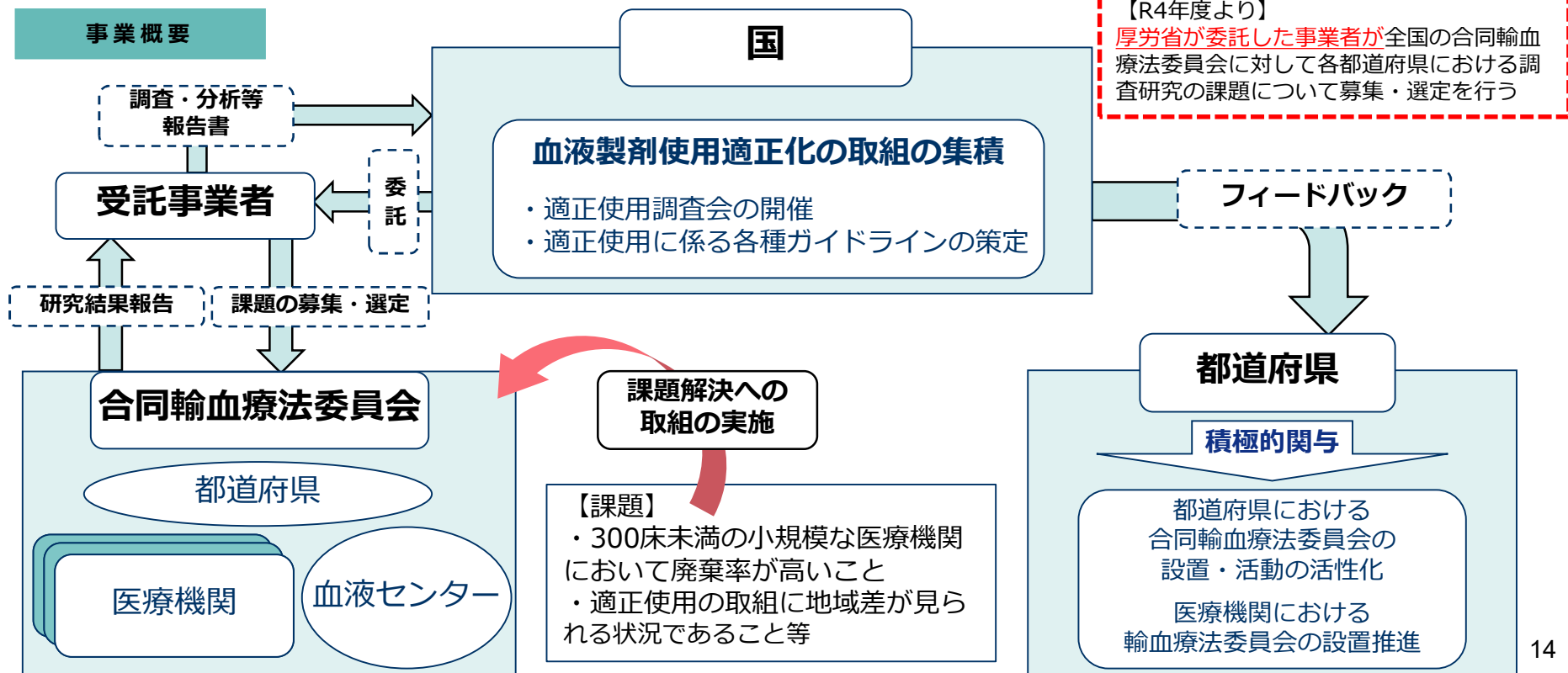
	0床	1-99床	100-299床	300-499床	500床	合計
輸血実施施設数	2,302	4,496	1,788	551	288	9,425
割合(%)	24.42%	47.70%	18.97%	5.85%	3.06%	100%
回答施設数	895	2,052	1,087	435	264	4,733
回答率(%)	38.88%	45.64%	60.79%	78.95%	91.67%	50.22%

3. 血液製剤の適正使用の推進 【血液製剤使用適正化方策調査研究事業①】

目的

- 本事業は、血液製剤の適正使用を推進する観点から、各都道府県における課題とそれに対する取組について調査研究することを目的としている。
- 厚生労働省は、血液製剤の適正使用を推進するために、各都道府県に医療機関や採血事業者等の関係者が参加して、血液製剤の適正使用を推進する上での課題の認識や手法の検討、実施等の取組を行う合同輸血療法委員会の設置を推進しているが、先進的な取組を行う合同輸血療法委員会が主体となって当事業を実施し、全国でその取組を共有することで、効果的な血液製剤の適正使用の方策を推進するものである。

事業概要



3. 血液製剤の適正使用の推進 【血液製剤使用適正化方策調査研究事業②】

令和4年度採択

都道府県名	研究課題名
秋田県	ダブルチェック手順の統一化に向けた「独立したダブルチェック」の有効性評価および「抗菌薬適正使用支援」を活用した輸血版 Big Gun Project
新潟県	山間へき地や豪雪地域における血液製剤の供給体制実態調査～廃棄血削減の取り組み～
岐阜県	中小規模病院における血液製剤の使用実態の把握と解析を活用した適正化方策事業の展開
兵庫県	呼吸数測定可能なパルスオキシメーターを加えた遠隔バイタル連携システムを用いた在宅輸血患者の安全な見守りの有効性の検証
広島県	災害時等輸血用血液製剤供給体制の実効性の向上
福岡県	輸血搬送装置(ATR)を用いた輸血基幹病院とクリニック間の連携による在宅輸血医療の均てん化を図る研究
佐賀県	佐賀県における在宅および小規模医療機関における輸血事情調査と「モザイクICT連携」による輸血実施体制支援
鹿児島県	離島の中核病院における悪天候時等の血液製剤利用に対して、複数の医療機関がブラッドローテーションにて支援を行う運用の研究

(報告書) → https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_26603.html

令和3年度採択

都道府県名	研究課題名
秋田県	廃棄率削減を目的とした多職種アサーティブ・コミュニケーション及び外来輸血関係者への周知活動 - 地域で輸血医療を補完・完結できる方策を中心に -
群馬県	Google Formを用いた外来輸血後副反応調査と副反応への対応
新潟県	離島と全県的ブラッドローテーション運用による血液製剤有効利用体制の構築と検証に関する研究
岐阜県	中小規模病院における血液製剤適正使用推進のためのWeb形式を活用した教育支援
兵庫県	非接触バイタルセンサーを含む包括的な在宅輸血患者の安全な見守りシステムの開発
広島県	県内における災害時等輸血用血液製剤供給体制の構築
佐賀県	パンデミック感染症や災害時におけるへき地や離島での輸血医療の継続のため体制整備
長崎県	離島圏を包括する輸血用血液製剤供給危機への広域対応システム構築

4. 特定フィブリノゲン製剤又は特定血液凝固第Ⅸ因子製剤が 納入された医療機関に対するお願い

- C肝特措法に基づく給付金を請求するためには、裁判所への「**訴えの提起**」等を**令和10年1月17日(法施行後20年)まで**に行わなければならない。
- 特定フィブリノゲン製剤又は特定血液凝固第Ⅸ因子製剤の被投与者に対し、**速やかに投与の事実をお知らせする必要があるため、ご協力をお願いしたい。**

都道府県等をお願いしたい事項（依頼）

- ◎ **自治体が運営する医療機関、公立大学法人に附属する医療機関**に対し、以下を実施していただきたい。
 - 保管しているカルテ等を確認し、特定フィブリノゲン製剤等の投与が判明した方又はその家族の方に対し、速やかに肝炎ウイルス検査の受検勧奨を行うとともに、本法に基づく給付金が支払われる場合があることについてお知らせを行うこと。
- ◎ 管内の医療機関に対し、厚生労働省では引き続き**所在が不明である被投与者の連絡先調査を行う**ので、周知していただきたい。
- ◎ 併せて、管内の自治体に対し、所在が不明である被投与者の連絡先調査に協力いただくよう周知いただきたい。

※各医療機関の作業状況については、厚生労働省HPに掲載している。
(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000068791.html>)